

民生文教常任委員会

1 開 議 令和5年9月12日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第73号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第76号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第77号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

| | | | | | |
|------|------|---|---|----|----|
| 委員長 | 滝 | 田 | 一 | 郎 | 出席 |
| 副委員長 | 大 | 塚 | 正 | 義 | 出席 |
| 委員 | 前 | 田 | 則 | 隆 | 出席 |
| | 大豆生田 | 春 | 美 | 出席 | |
| | 引 | 地 | 達 | 雄 | 出席 |

| | | | |
|-----|-------------|---------|----|
| 当 局 | 保 健 福 祉 部 長 | 益 子 敦 子 | 出席 |
| | 保 育 課 長 | 清 水 春 雄 | 出席 |
| | 教 育 部 長 | 君 島 敬 | 出席 |
| | 教 育 総 務 課 長 | 羽 石 剛 | 出席 |
| | 学 校 教 育 課 長 | 小 室 和 徳 | 出席 |

| | | |
|-----|---------|----|
| 事務局 | 土 屋 大 貴 | 出席 |
|-----|---------|----|

◎開 会

午前 9時55分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、教育部長、保育課長、教育総務課長、学校教育課長であります。

◎議案第73号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第73号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。よろしく願いいたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 保健福祉部長の益子でございます。また、本日同席しておりますのは、清水保育課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第73号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところではありますが、本日は担当の清水保育課長より改めてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 保育課長の清水です。よろしくお願いいたします。議案第73号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

資料は45ページ、議案書補助資料を御覧いただきたいと思います。大田原市学童保育館条例は、公設の学童保育館に関して設置を規定する条例でございます。令和6年4月1日より美原第1学童保育館と美原第2学童保育館を統合し、美原学童保育館とするため、条例の一部を改正するものであります。

美原第1学童保育館と美原第2学童保育館につきましては、同一の建物内にありますが、国の制度に沿って適正な運営を実施するため、それぞれ運営委員会を組織し、施設を分割して運営をしてまいりました。平成27年度の子ども・子育て支援法の施行に伴い、施設を分割しなくても適正な運営が実施できるようになりました。令和2年度から、どちらの学童保育館も同一法人が運営することとなりましたことから、事務運営の効率化、学童保育館で働く支援員の業務負担軽減を図ることを目的に、美原第1学童保育館と美原第2学童保育館を統合するものであります。

46ページを御覧ください。新旧対照表によりご説明をいたします。第2条において、学童保育館の名称及び位置を定める別表の美原第1学童保育館を美原学童保育館に改め、美原第2学童保育館の項を削るも

のであります。

44ページの改正文にお戻りいただき、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとします。

以上で議案第73号の説明を終わります。よろしくご審議を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 2つの施設を統合するということですが、児童の受入人数、支援員の人数は変わるのでしょうか。それとまた、リフォームなどは何かされるのでしょうか、伺います。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ちょっとすみません、順番が逆ですが、リフォームについては今のところ想定はしておりません。今回の条例の一部改正につきましては、あくまでも今同一の建物にありながら2つの学童保育館として、そこを1つの法人が両方を受け持っているというものでありますので、いわゆる名称といいますか、ここを保護者が第1と第2、何が違うのというような形で戸惑うよりは、1つの名称にしたほうがやりやすい部分があるということから条例の改正をするものであります。

次に、児童数、支援員数、こちらについては今のところ大きな変更はございません。ただ、今回事務の効率化、いわゆる職員の負担軽減ということを挙げさせていただきました。今現在2つのクラブといいましか、こちらになっておりますけれども、人員の配置の上では、支援の単位に対して必ず支援員が2人いなければならないということになっていきます。今現在美原第1学童保育館、第2学童保育館、例えばなのですが、土曜日などにそれぞれ児童が10人、10人となったときには、第1では必ずこれは支援員が2人つかなければならない、第2でも同じように2人つかなければならない。ですが、今回統合した場合、合計で20名ということになってまいりますと、極論からいいますと、支援員が2人で足りるということになってまいります。ですので、支援員さんのローテーションを組む上では、比較的そういう軽減がされるものと考えております。

また、児童数については、今西原小学校の学区も非常に学童の需要も高い状況でございますので、さらなる上積みは当然できないのですけれども、いわゆる減少とか、そういったものも想定はしておりません。

私からは以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第73号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 大田原市学童保育館条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

(保健福祉部長・保育課長退席)

◎議案第76号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第2、議案第76号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(君島 敬) 教育部長の君島でございます。よろしく申し上げます。同席は、羽石教育総務課長でございます。

議案第76号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明をさせていただきましたが、本日は教育総務課長から詳細な改正に関する説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(滝田一郎) 教育総務課長。

○教育総務課長(羽石 剛) 教育総務課長の羽石でございます。よろしくお願いいたします。議案第76号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

57ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市立学校の設置に関する条例は、大田原市立の学校であります小学校及び中学校に関して設置を規定する条例でございます。湯津上地区の3小学校、佐良土小学校、湯津上小学校、蛭田小学校につきましては、来年、令和6年4月1日に統合することで現在準備を進めております。統合に伴い、3校とも今年度限りで閉校いたしまして、新設校として開校することとなりますが、統合後の施設は現在の湯津上小学校を使用し、学校名も4月までの公募により応募数が一番多かった湯津上小学校とすることで決定しております。

58ページの新旧対照表のほうを御覧ください。統合後の新設校として湯津上小学校の名称に決定したことを受けまして、大田原市立学校の設置に関する条例の別表第1から佐良土小学校と蛭田小学校の名称と位置を削除するものとなります。

56ページの改正文のほうにお戻りください。附則といたしまして、統合実施日が令和6年4月1日となることから、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第76号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(滝田一郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

前田委員。

○委員(前田則隆) 新設校ということなので、校歌並びに全てのものはこれから決めるということ、もう大体決まっているのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

校歌のほう、現在作成のほうをしております、間もなく公表のほうもできる準備になっております。校章のほうも、小学校、中学校の児童生徒さんのほうに募集をかけまして、その中から校章のほうを現在決めさせていただきまして、こちらも作成のほうを進めておりますので、間もなく公表のほうができるようになるかと思えます。

以上になります。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第76号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

（教育総務課長退席）

◎議案第77号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第3、議案第77号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島 敬） 同席は、小室学校教育課長になります。お願いいたします。

議案第77号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明をさせていただきましたが、本日は学校教育課長から詳細な改正に関する説明をさせますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（小室和徳） 学校教育課長の小室でございます。議案第77号 大田原市附属機関設置条例

及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

62ページからになります。議案第77号の条例の一部を改正する条例の制定につきましては、大田原市成年後見制度利用促進基本計画が令和5年3月に策定されたことに伴い、大田原市附属機関であります大田原市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会が廃止となります。また、市内全ての中学校の休日部活動を1つ以上令和7年度に地域クラブ活動へ移行していくために、大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会を新設するため、大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

63ページの大田原市附属機関設置条例新旧対照表を御覧ください。大田原市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会が削られ、大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会が新設となります。

64ページの大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員の報酬の額が削られ、大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会委員の報酬の額が新設となります。

前に戻りまして、61ページを御覧ください。附則をこの条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 本会議のほうでも、クラブ活動推進協議会委員というものはどなたがなるのでしょうかという質問をされて、答弁はいただいているのですが、ここで改めて伺いたいのと、いつからこの協議会を発足して、いつまでで終了になるのかを伺いたいと思うのです。

○委員長（滝田一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（小室和徳） 委員につきましては、地域スポーツ団体の代表者等の中で、まず大田原市スポーツ協会、それから大田原市スポーツ少年団、大田原市ジョイフルスポーツクラブ、それぞれの代表の方に委員になっていただく予定でございます。さらに、運動部活動だけではなく文化面の活動もありますので、地域文化芸術団体の代表者として大田原市文化協会連絡協議会から入っていただく予定になっております。保護者の代表者ということで、小学校、中学校それぞれのPTAの代表に入っていただく予定になっております。識見を有する者としまして、那須地区学校体育連盟の代表の方1名、那須地区中学校文化連盟の代表の方1名、それから状況に応じて県のコーディネーターということで入っていただく予定になっております。市立中学校部活動に携わる教職員として、市内校長会、教頭会から運動部のほうで代表1名、文化部のほうから代表1名、そのほか教育委員会の事務局の職員として各課の課長、それから部長ということでメンバーに入る予定でございます。そのほか、必要と認める場合さらに入っていただくという予定になっております。

今後の協議会の予定でございますが、第1回の協議会が10月12日に開催予定でございます。終了につきましては未定でございますが、当面令和7年度各中学校1つ地域クラブ活動ということで進めてまいりますが、将来的にはさらにほかの部もということで進めてまいりますので、将来どこまでというところは現在未定でございます。

以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） そうすると、今メンバーはまだ予定ということでお話ありましたけれども、第1回10月12日ということですので、それまでに決定するということですね。

（「はい、そのとおりでございます」と言う人あり）

○委員（大豆生田春美） 分かりました。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第77号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前10時17分 散会